

困難ケースの支援事例について交流！

～第9回県連在宅ケア交流会を開催しました～

11/29、ルポール讃岐にて、第9回の県連在宅ケア交流会を開催し、51名が参加しました。今回は、「法人内連携を強める事例発表会」をテーマに、高松平和病院、高松協同病院、みき診療所、善通寺診療所、ほのぼの、はもに一の各事業所からケアマネ、リハビリ、ソーシャルワーカーなど様々な職種の計6例の発表がありました。

10年以上にわたる困難ケースの支援事例や、本人・親族が病識の低い困難ケースにどう連携して支援していったか、終末期を迎える利用者に対してどう関わっていったかなど、それぞれの立場での発表があり、その後のフロア討論などおおいに盛り上がりました。また、みき診療所からは困難事例について、関わった診療所スタッフで寸劇を交えながら事例を報告するという新しい形式での発表もありパワーポイントのみの症例提示に比較してリアルに聴衆に事例のイメージが提示され好評でした。

今回の発表で共通したこととして①連携を強めるためには『顔の見える関係』が重要である。②また各部門に対して相互理解を深めていくことは、質の高い連携のためには不可欠である。③家族全員が要介護者、障がい者等であり家族全体をケアマネジメントしなければならないケースがあ



る。④老老介護、認知症、がん、ターミナルに加え経済的困難が複合したケースは今後ますます増えていくと考えられる。その中で今後より困難ケースへの取り組みを強めていく必要がある。という4点が挙げられました

討議をもう少し行う予定でしたが時間が足りず終了になってしまったのは残念でしたが発表者が思いを込めて発表していただき、今後の県連の在宅ケアの方向性のヒントが見つかった交流会となったと思います。

次回は6月に「県連在宅ケアをめぐる中長期計画」予定しています。

(県連在宅ケア委員会)

リレー



投稿

いつでも憲法

県連理事に続いて各事業所の管理者・職場長のみなさんに、憲法に対する想いをリレーで投稿してもらいます。

憲法に対する想いを投稿することになり、何をどのように書けばよいのか、かなり悩みました。普段の生活の中であまり憲法を実感していないからだと思います。

しかし、今の平和な生活が憲法9条によって守られているということは私にも分かります。難しいことは書けませんが、戦争について考えることはたまにあり、今まで何度も戦争映画を観に行ったことがあります。その度に思うことは、「戦争は絶対に嫌だ！」ということです。「援軍は来ず、孤立状態の時」「周りを敵に囲まれ、恐怖に怯えている時」「自決を余儀なくされた時」「家族や日本のことを思い出し、涙をこらえている時」どんな想いでいたのかを考えるだけで胸が締めつけられます。どうしてこんな想いまでして戦争をしなくてはいけないのか、戦争によって得られるものは何なのか、私には理解できません。戦争が始まれば戦地に向かう人だけでなく、残された家族、いいえ日本国民全員が絶望感を味わうこととなります。最近では地震や台風、火山噴火などの自然による災害が多く発生し、予測不可能な事態に人々はどうすることもできません。しかし戦争は違います。戦争は人間の手によって平和を奪う行為です。私たちは自ら戦争という方法を選択する必要があるのでしょうか。

憲法が改定され、日本も戦争ができる国になったら私たちの生活はどう変わってしまうのか、それを考えると不安で仕方ありません。平和な未来のために私たちにできることはやはり、憲法9条を守ることだと思います。私も日本国民として平和について真剣に考えたいと思います。

高松協同病院医事課主任 宮成由美